

(別紙8)

薄墨文字にて印字してある部分は、説明文ですので、削除したうえで、該当事項を薄墨文字ではなく、墨文字にて入力したものを提出してください。この文書も消去してください。

### 補助事業の実施に関する添付資料(実施報告書)

#### 1. 補助事業名

○○○○○○○○○

申請時提出分

地方公共団体の方は①～②で入札の経緯・結果が分かる資料を提出ください。

#### 2. 購入及び支払いに係る書類【フォルダ24にて】

##### ①「見積依頼書の写し」及び「見積書の写し」

注1) 相見積業者のものも含めて全て提出して下さい。

注2) 見積業者が3者に満たない場合、「理由書」を提出して下さい。

地方公共団体の方は13.取得財産等管理明細表が作成できるよう落札価格を分解して提出ください。

##### ②「発注書」及び「注文書」の写し

注) 「請負契約書」の提出でも結構です。

②～⑤は発注・注文請書(開始日)⇒納品⇒受領⇒検収⇒請求⇒支払いが時系列になっているように綴る

##### ③納品書、受領書又は検収書の写し

##### ④請求書の写し

注) 請求明細を添付ください。

請求明細を添付

原則金融機関窓口にて振込

##### ⑤支払の証明書類

注1) 必ず振込依頼書等、金融機関から振込んだことので分かる書類を提出下さい。

(ネットバンキングの場合は振込指示の帳票でなく、振込を済ませたことを示す帳票を提出下さい。)

注2) 行政の方で上記の書類の提出が難しい場合はご相談下さい。

#### 3. 石油ガス災害バルク等の敷地全体配置図【フォルダ25にて】

注1) ①石油ガス災害バルク又は50kgシリンダー容器、②各ユニットの使用場所、③各ユニットの収納場所(ポータブルなユニットの場合)、④避難場所、①～④の配置が分かる図面を提出下さい。

#### 4. LPガス配管図(平面図、アイソメ図)、LPガス消費量計算書(別紙9)【フォルダ26にて】

注1) 配線は補助対象となる部分は赤線とし、既存配線との接点からは「既設配線へ」と記載し、以降の既存配線は省略する。

注2) 電気配線図と電気系統図の赤線は一致させること。

注3) 発電機負荷試運転報告書の様式は問いませんが、必ず合格・不合格の記載のあるものを提出ください。

#### 5. 電気配線図及び電気系統図、災害時使用予定機器及び負荷リスト(別紙5) … 該当する場合

【フォルダ26のにて】

注) 補助対象となる部分は赤線とし、既存配線との接点からは「既設配線へ」とし、以降の既存配線は省略する。

注) 補助対象となる電気工事費がない場合、提出の必要はありません。

申請時と変更ありませんね？

#### 6. 災害時使用機器の試運転報告書【フォルダ26にて】

注) 発電機の電気負荷試験記録も併せて提出下さい。

写真台帳例を参照のこと

#### 7. 機器等の写真(設備配置図と照らし合わせ位置が分かるように添付)【フォルダ27にて】

##### ①石油ガス災害バルク

注1) 「バルク貯槽部分」、「圧力調整器部分等(マイコンメーター含む)」、「ガス栓ボックス」、「ガス栓ボックス内のコック」、「熱源機と温水配管等(該当する場合)」の写真各1枚以上

注2) 50kgシリンダー容器での供給の場合は、「集合装置一式」、「圧力調整器部分等(マイコンメーター含む)」、「設置している全50kgシリンダー容器」、「2重に施したボンベチェーン」、「全てのガス放出防止器」の写真各1枚以上

バルクの銘板の写真

補助対象設備の写真を添付  
銘板(品番)の写真も添付

##### ②当該事業に係る各ユニットの写真

注1) 発電・照明ユニット、空調機器ユニット、燃焼機器ユニット、の内、この事業に係るものの写真各1枚以上

・既存設備と補助金と関係なく購入した設備も含まれます。

・投光器、炊出しセット等は必ず梱包から取出して、組立てて撮影すること。

注2) GHPを導入している場合は、室外機・室内機の全ての写真と室内機を設置した部屋毎の避難場所の状況を示す写真を提出下さい。

#### 8. i) 実施体制の把握(業務方法書第13条2項より) … 該当する場合【フォルダ28にて】

業務方法書第13条2項に該当する時、請負または委託契約書添付、  
また、実施体制資料作成し添付

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途補助対象として経費計上しているもので、**請負又は委託契約をしている場合**については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との**契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(※)**を添付してください。

(※)本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費(借料及び損料を含む)」、「補助人件費(人材派遣も含む)」は対象外とします。請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合(再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る)も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください(再々委託先については金額の記述は不要)。

**【実施体制資料の記載例】**

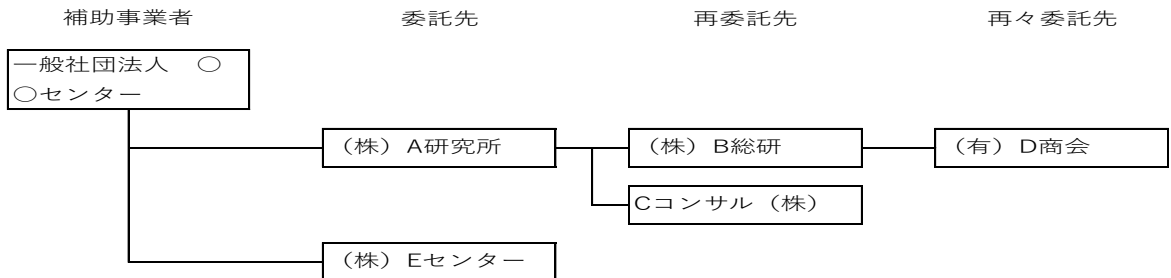
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制 (税込み 100万円以上の請負・委託契約)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先 ( (株) A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル (株)	再委託先 ( (株) A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先 ( (株) B総研からの委託先)	上記記載例参照	記入不要 (※)	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

(※) (有) D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図 (税込み 100万円以上の請負・委託契約)



ii) リース契約書の写し・リース料減額証明書の写し(別紙3) … 該当する場合

iii) 配送センターと取り交わした「容器寄託契約書」の写し … 該当する場合

注) 当該契約書には容器記号と番号を必ず記載。上記の記号番号の根拠となる納品書等を併せて提出下さい

9. i) 誓約書(別紙4-1又は4-2のいずれか。)**【フォルダ29にて】**

注) 全ての補助事業者は提出ください。

補助金を受ける全ての補助事業者提出書き方見本参考に(パターンあり)

10. 石油ガス災害バルク等の設置に係る法律上の許認可の写し… 該当する場合**【フォルダ30にて】**

注) 該当する場合は提出下さい。

許認可関係書類なので届出書は不要

11. 地方公共団体が当該施設等を避難所として活用できると認知していることを証明する書類等 … 該当する場合 **【フォルダ31にて】**

注) 業務方法書第4条第2項第3号に記載されている「③一時避難所になり得るような施設」に該当する者は提出して下さい。

地方公共団体の認知が必要(自治会との協定や物資協定は認知となりません) また、認知は支払い前に完了のこと

12. 取得財産等明細書(様式第22)と補助事業者の**固定資産台帳**の写し

注) 書き方見本を参考に記載ください。 **【フォルダ32にて】**